

## 収納業務委託契約書（案）新旧対照表

（新）訂正後	（旧）訂正前
<p>収納業務委託契約書（案）</p> <p>1～4 （訂正なし）</p> <p>第1条～第3条 （訂正なし） （再委託の禁止）</p> <p>第4条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p> <p><u>2 受託者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。</u></p> <p><u>4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。</u></p> <p>第5条～第29条 （訂正なし）</p>	<p>収納業務委託契約書（案）</p> <p>1～4 （略）</p> <p>第1条～第3条 （略） （再委託の禁止）</p> <p>第4条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。</p> <p>第5条～第29条 （略）</p>